
3. 海老川流域水循環再生構想の基本理念と目標

3.1. 基本理念

都市化は、洪水流量を増加させたり、ふだんの川の水を減少させたり、川の水を汚すなど川に対して様々な悪影響を及ぼしてきました。これらの原因は、都市を形成していく過程で、利便性や効率性を追求するあまり、自然が備えていた良好な水循環のバランスを崩したことにあります。

このため、海老川流域では平成10年3月に策定された「海老川流域水循環再生構想」に基づく各種施策を実施することで、河川水質の改善や河川内の生物種の増加など一定の成果を得ることができましたが、河川流量の回復など進捗がやや遅れているものや、近年では気候変動によるリスクの増加といった問題も生じており、当初の再生構想で目指していた水循環再生に向けて今後も継続して取り組んでいく必要があります。

水は降雨・流出・蒸発散という循環過程の途上で、利用しながら適切な形で元に戻すことにより何度も活用可能であるという、他の資源では得難い特徴をもっています。このように水循環の特徴を理解したうえで、水循環に係わる課題を踏まえつつ、より良い水とのつきあい方を見出していくために、基本理念を以下のように定めます。

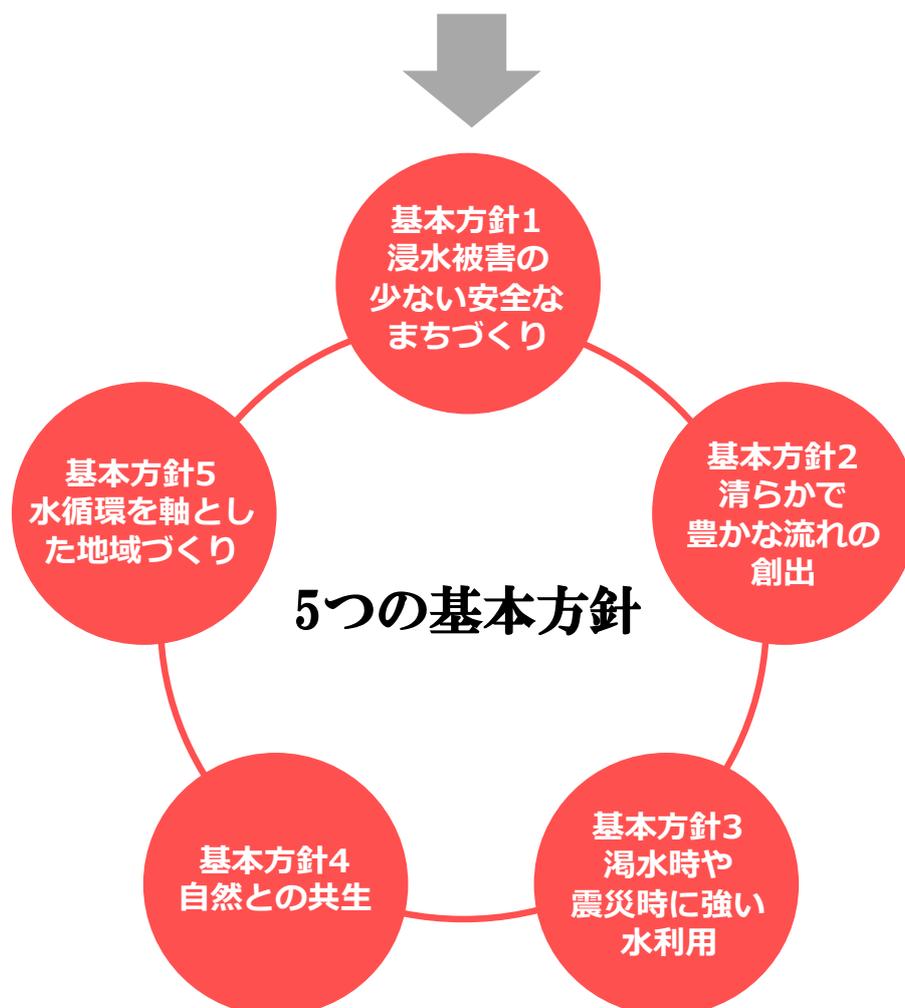
**『持続的な都市活動を支え、永続的な環境共生を可能とし、
さらに人と水の新たな関係を醸成する新しい水循環の構成』**

3.2. 基本方針及び目標設定

基本理念である『持続的な都市活動を支え、永続的な環境共生を可能とし、さらに人と水の新たな関係を醸成する新しい水循環の構成』を実現するため、海老川流域全体で取り組むべき課題の解決に向けた 5 つの基本方針及び目標を設定し、この基本方針及び目標に沿って各種施策を展開していくものとします。

海老川流域の課題

- ① 計画規模を超える降雨による浸水被害の発生や気候変動への対応
- ② 河川水質のさらなる改善、及び河川流量や湧水量の減少への対応
- ③ 大規模地震などの災害時や渇水時における備え
- ④ 多様な生物の生息・生育環境の保全・創出
- ⑤ 水循環の認知度向上と多様な主体や相互連携による水循環活動の活発化



基本方針	目標	実現に向けて目指す状態
基本方針1 浸水被害の少ない安全なまちづくり	治水施設の整備促進 分散的な治水対策の推進	<p>河道や調節池などの治水施設を整備するとともに、市街地や住宅地などで雨水貯留浸透施設の設置などの分散的な治水対策を積極的に取りこんで、流域と一体となった総合的な治水対策を進めることで浸水被害が少なく安心して住めるまちを目指します。</p>
基本方針2 清らかで豊かな流れの創出	良好な水質の確保 平常時流量の確保 湧水の保全と再生	<p>下水道の整備などにより河川の水質は改善傾向にある一方、流量は減少傾向にあります。下水高度処理水の還元や雨水浸透施設の設置、緑地の保全等をあわせて進めることで、清流に棲む魚が生息可能な良好な水質と豊かな水量を確保するとともに、湧水の保全・再生を目指します。これにより、川らしい川が蘇ることが期待されます。</p>
基本方針3 渇水時や震災時に強い水利用	水利用の合理化促進 節水型社会システムの構築	<p>震災時や渇水時の非常用水源を確保するために、その水源を安易に流域外に求めるのではなく、水を無駄にしない節水型社会システムの構築や、雨水や処理水などの多様な水源を利用する水利用の合理化を進めることで、社会環境負荷の少ない安定的な水利用体系の確立を目指します。</p>
基本方針4 自然との共生	生物の多様な生息・生育環境の確保	<p>河川は都市域の水辺、緑地空間として、動植物の貴重な生息場所となっているため、多自然川づくりなどにより生物の多様な生息・生育環境を確保し、川本来のすがたがみられる環境を創出し、自然との共生を目指します。これにより、自然の本来有していた浄化機能が回復し、川の水がさらにきれいになることが期待されます。</p>
基本方針5 水循環を軸とした地域づくり	水循環に関する認知度向上 多様な主体や相互連携による地域づくり	<p>海老川流域では熱心な市民活動が行われている一方、全体としては水循環に関する認知度が低い傾向にあります。環境学習や普及啓発活動により若い世代を含む市民に対して認知度の向上を図るとともに、市民団体をはじめとする多様な主体や相互連携による水循環活動を行うことで、地域づくりにも役立てていくことを目指します。</p>

水循環再生の5つの基本方針と目指すべき目標に対して、その達成状況を客観的に評価していくための例を以下に示します。これらの評価指標を達成するため、次章に記載する主な取組を行っていくものとし、さらに具体的な施策については行動計画に基づき段階的な整備を進めていきます。

■治水施設の整備促進、分散的な治水対策の推進

河道や調節池などの治水施設の施設整備や雨水貯留浸透施設設置などの流域対策による治水安全度の向上を評価していきます。なお、二級河川海老川水系河川整備計画では、海老川（河口～八栄橋）、長津川（海老川合流点～東武野田線上流）、飯山満川（海老川合流点～上池上流無名橋）において、概ね30年で1時間に約50mmの降雨（年超過確率1/10程度）による洪水を安全に流下させることを目標としており、この目標を参考に達成状況を評価していきます。

■良好な水質の確保

有機汚濁の指標であり河川の水質環境基準でもあるBOD（生物化学的酸素要求量）などから河川の水質改善状況を評価していきます。なお、河川BODは平成30年度時点で概ね5mg/Lを達成しており改善傾向にあることから、将来推計において全地点での達成が想定される年平均4mg/Lを目標とします。なお、長期的にはアユやオイカワなど清流に棲む魚が生息可能で、かつ、川に入って遊ぶことのできる水質として年平均3mg/Lまでの改善を目指します。

■平常時流量の確保

モニタリングによる流量観測値などから平常時流量の回復状況を評価していきます。

■湧水の保全と再生

緑地や農地の整備・保全等、地下水の涵養源の確保に係る取組による湧水の改善状況を、既知の湧水地点における湧水量や箇所数、湧水水質などから評価していきます。

■生物の多様な生息・生育環境の確保

水量の回復、水質の改善、多自然川づくり、自然に配慮した調節池建設等の取組による、生物の多様な生息・生育環境の改善状況を、河川に生息する魚介類や底生生物などの確認種類数、及び確認個体数などから評価していきます。

■水循環に関する認知度向上

流域住民へのアンケート調査などにより水循環の認知度を評価していきます。

■多様な主体や相互連携による地域づくり

水循環に係わる市民活動団体数や構成員数、活動状況、イベント開催状況などから地域づくりの進展状況を評価していきます。

3.3. 計画の対象区域と計画期間

3.3.1. 計画の対象区域

本計画は、海老川流域を対象とします。

3.3.2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

具体的な取組は、計画期間を約 5 年毎に区切り、各期で行動計画を策定し、そこで具体的な取組内容を示すこととします。本計画の策定と同時に、第四次行動計画をとりまとめ、第五次以降の行動計画は各期末に計画の進捗状況を踏まえながら策定します。

令和 12 年度以降については、目標の達成状況により内容を適宜精査します。

